

第二十章 最終規定

第二十・一条 附属書、付録及び注

この協定の附属書、付録及び注は、この協定の不可分の一部を成す。

第二十・二条 他の協定との関係

1 各締約国は、この協定と締約国の現行の国際協定とを共存させるとの締約国の意図を認めつつ、次の権利及び義務を確認する。

(a) 全ての締約国が締結している現行の国際協定（世界貿易機関設立協定を含む。）との関係においては、当該各締約国が他の締約国に対して有する現行の権利及び義務

(b) 当該各締約国及び少なくとも一の他の締約国が締結している現行の国際協定との関係においては、当該各締約国が当該他の締約国に対して有する現行の権利及び義務

2 締約国がこの協定の規定について当該締約国及び少なくとも一の他の締約国が締結している他の協定の規定と抵触していると認める場合において、当該締約国が要請するときは、当該他の協定を締結している関係する締約国は、相互に満足すべき解決を得るために協議する。この2の規定は、前章（紛争解決）の

規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。(注)

注 この協定の適用上、締約国は、一の協定が物品、サービス、投資又は者に対しこの協定に基づいて与えられる待遇よりも有利な待遇を与えるという事実をもって、この2に規定する抵触が存在することを意味するものではないことに合意する。

第二十・三条 改正後の国際協定又は承継する国際協定

締約国は、この協定において引用されており、若しくはこの協定に組み込まれている国際協定若しくはその規定が改正され、又は当該国際協定が他の国際協定によって承継される場合において、いずれかの締約国の要請があつたときは、この協定に別段の定めがあるときを除くほか、この協定を改正する必要があるかどうかについて協議する。

第二十・四条 改正

締約国は、この協定の改正につき書面により合意することができる。改正は、全ての締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を寄託者に対して書面により通告した日の後六十日で、又は締約国が合意する他の日に効力を生ずる。

第二十・五条 寄託者

1 この協定及びその改正は、この協定の寄託者として指定されるASEAN事務局長に寄託する。寄託者は、署名国及び加入する国又は独立の関税地域のそれぞれに対し、この協定の原本の認証謄本及びこの協定の改正の認証謄本を速やかに提供する。

2 寄託者は、署名国及び加入する国又は独立の関税地域のそれぞれに対し、次のものについて速やかに通報し、並びにその日付及び写しを提供する。

- (a) 前条（改正）及び第二十・九条（加入）4 (b)の規定に基づく通告
- (b) 次条（効力発生）の規定に基づく批准書、受諾書又は承認書の寄託
- (c) 第二十・七条（脱退）1の規定に基づく脱退の通告
- (d) 第二十・九条（加入）2の規定に基づくこの協定への加入の要請
- (e) 第二十・九条（加入）の規定に基づく加入書の寄託

第二十・六条 効力発生

1 この協定は、署名国により、それぞれの関係する国内法上の手続に従って批准され、受諾され、又は承認されなければならない。署名国の批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

2 この協定は、少なくとも六のASEANの構成国である署名国及び少なくとも三のASEANの構成国でない署名国が批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した日の後六十日で、批准書、受諾書又は承認書を寄託したこれらの署名国について効力を生ずる。

3 この協定が効力を生じた日の後は、この協定は、2に規定する署名国以外の署名国が批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した日の後六十日で、当該署名国について効力を生ずる。

第二十・七条 脱退

1 いずれの締約国も、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができる。

2 いずれかの締約国によるこの協定からの脱退は、締約国が異なる期間について合意する場合を除くほか、当該いずれかの締約国が1の規定に基づいて寄託者に対して書面による通告を行った日の後六箇月で効力を生ずる。この協定は、いずれかの締約国が脱退する場合には、残余の締約国について引き続き効力を有する。

第二十・八条 一般的な見直し

1 締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定が締約国が直面する貿易及び投資の問題及び課題について引き続き適切であることを確保するためにこの協定を更新し、及び強化することを目的として、この協定についての一般的な見直しをこの協定が効力を生じた日の後五年を経過した後に行うものとし、その後においては五年ごとに行う。

2 締約国は、この条の規定に従って見直しを行うに当たり、次のことを行う。

- (a) 締約国間の貿易及び投資を一層拡大するための方法を検討すること。
- (b) 次の事項を考慮すること。

- (i) 第十八章（制度に関する規定）の規定に基づいて設置される全ての委員会及び補助機関の活動
- (ii) 国際的な場における関連する進展

第二十・九条 加入

1 この協定は、この協定が効力を生じた日の後十八箇月を経過した後、全ての国又は独立の関税地域による加入のために開放しておく。（注）加入は、締約国の同意を条件とし、かつ、締約国と当該国又は独立の関税地域との間で合意された条件に従わなければならない。

注 この第一文の規定にかかわらず、この協定は、この協定が効力を生じた日から、原交渉国であるインドによる加入のために開放しておく。

2 国又は独立の関税地域は、寄託者に対して要請を書面により提出することにより、この協定への加入を求めることができる。

3 加入書は、寄託者に寄託する。

4 国又は独立の関税地域は、1の規定に従って合意された条件に従い、次に掲げる日のいずれか遅い日に、この協定の締約国となる。

(a) 当該国又は独立の関税地域が当該条件を受け入れることを示す加入書を寄託者に寄託した日の後六十

日目の日

(b) 全ての締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を寄託者に通告した日

5 この条の規定のほか、加入の手順については、RCEP合同委員会が採択する加入のための手続に従って進める。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

英語により原本一通を作成し、二千二十年十一月十五日にブルネイ・ダルサラーム国のバンダルスリブガワン、カンボジアのプノンペン、インドネシアのボゴール、ラオスのビエンチャン、マレーシアのクアラルンプール、ミャンマーのネーピドー、フィリピンのマニラ、シンガポール、タイのバンコク、ベトナムのハノイ、オーストラリアのキャンベラ、中国の北京、日本国の東京、大韓民国のソウル及びニュージーランドのオークランドで署名した。